

## 平成二十六年外務省令第一号

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令  
 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第四条第二項及び第三項（これらの規定を同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十六条第二項及び第三項（これらの規定を同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（返還援助申請書の様式）

第二条 法第四条第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により外国返還援助（法第十一条第二項において準用する場合にあっては、日本国返還援助。）の申請を行うとする者（次条において「申請者」という。）は、外務大臣が定めるところにより、日本語により記載した様式第一による申請書又は英語により記載した様式第二による申請書を外務大臣に提出しなければならない。

（返還援助申請書の添付書類）

第三条 法第四条第三項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する外務省令で定める書類は、次に掲げるもの（日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限り。）とする。ただし、第二号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる書類については、外務大臣は、やむを得ない事由があると認められるときは、その書類の添付を省略させ、又はこれに代わる書類を添付させることができる。

一 申請書に記載されている申請者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所（外国返還援助申請（法第十一条第二項において準用する場合にあっては、日本国返還援助申請。）において返還を求められている子（以下この条において「申請に係る子」という。）の常居所地国（法第十一条第二項において準用する場合にあっては、日本国。以下この条において同じ。）におけるものに限る。以下この条において同じ。）の所在地及び生年月日（申請者が法人の場合は生年月日を除く。以下この号において同じ。）と同一の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所の所在地及び生年月日が記載されている、官公庁、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関（以下「官公庁等」という。）から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、申請の日において有効なもの等

二 申請に係る子の旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。以下同じ。）又は当該子の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するもの等

三 申請書に記載されている申請に係る子の常居所地国に当該子が常居所を有していたことを明らかにする書類の写し

四 申請に係る子の写真

五 申請に係る子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると史料される者の旅券の写し又は当該者の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するもの等

六 申請に係る子の連れ去りをし、又は留置をしていると史料される者の写真

七 申請者が申請に係る子についての監護の権利を有している根拠となる申請に係る子の常居所地国の法令の関係条文

八 申請者が申請に係る子についての監護の権利を有していることを証明する官公庁等若しくは法令に基づく権限を有する者から発行された書類又は関係者の合意を証する書面その他これに類するもの等

九 申請者が有している申請に係る子についての監護の権利が当該子の連れ去り又は留置により侵害されていることを明らかにする書類その他これに類するもの等

十 申請に係る子と同居していると思料される者の旅券又は当該者の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するもの等

十一 申請に係る子と同居していると思料される者の写真

2 外務大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により書面等の写しを提出した申請者に対し、その原本の提示を求めることができる。

（面会交流援助申請書の様式）

第四条 法第十六条第二項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により日本国面会交流援助（法第二十一条第二項において準用する場合にあっては、外国面会交流援助。）の申請を行うおとする者（次条において「申請者」という。）は、外務大臣が定めるところにより、日本語により記載した様式第三による申請書又は英語により記載した様式第四による申請書を外務大臣に提出しなければならない。

（面会交流援助申請書の添付書類）

第五条 法第十六条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する外務省令で定める書類は、次に掲げるもの（日本語若しくは英語により記載したもの又は日本語若しくは英語による翻訳文を添付したものに限り。）とする。ただし、第二号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる書類については、外務大臣は、やむを得ない事由があると認められるときは、その書類の添付を省略させ、又はこれに代わる書類を添付させることができる。

一 申請書に記載されている申請者の氏名、住所又は居所及び生年月日と同一の氏名、住所又は居所及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、申請の日において有効なもの等

二 日本国面会交流援助申請（法第二十一条第二項において準用する場合にあっては、外国面会交流援助申請。）において面会その他の交流を求められている子（以下この条において「申請に係る子」という。）の旅券又は当該子の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するもの等

- 三 申請書に記載されている申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に申請に係る子が常居所を有していた国又は地域に申請に係る子が常居所を有していたことを明らかにする書類その他これに類するものの写し
  - 四 申請に係る子の写真
  - 五 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の旅券の写し又は当該者の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するものの写し
  - 六 申請に係る子との面会その他の交流を妨げていると思料される者の写真
  - 七 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができたことの根拠となる、申請者が当該子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に当該子が常居所を有していた国又は地域の法令の関係条文
  - 八 申請者が申請に係る子と面会その他の交流をすることができたことを証明する官公庁等若しくは法令に基づく権限を有する者から発行された書類又は関係者の合意を証する書面その他これに類するものの写し
  - 九 申請者の申請に係る子との面会その他の交流が妨げられていることを明らかにする書類その他これに類するものの写し
  - 十 申請に係る子と同居していると思料される者の旅券又は当該者の氏名及び生年月日が記載されている、官公庁等から発行され、若しくは発給された書類その他これに類するものの写し
  - 十一 申請に係る子と同居していると思料される者の写真
- 2 外務大臣は、必要と認めるときは、前項の規定により書面等の写しを提出した申請者に対し、その原本の提示を求めることができる。

## 様式第一（第二条関係）

## 返還援助申請書

## 《注意事項》

- 記載前に「返還援助申請の手引き」をお読みの上、同要領の指示に従って記載してください。
- 可能な限り詳細に記載してください。
- 様式内の該当する□には、☑を記載してください。

1 申請者				
氏名 又は 名称	日本語	フリガナ 漢字 姓		名
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)	名
	その他言語 (あれば)	言語名	姓	ミドルネーム (あれば) 名
生年月日		年	月	日
国籍		職業		
子との関係	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
住所若しくは居所 又は事務所所在地	国名	フリガナ 住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
電話番号	国番号	+ ( ) - (0) - -		
携帯電話番号	国番号	+ ( ) - (0) - -		
ファックス番号	国番号	+ ( ) - (0) - -		
電子メールアドレス	@			
身分証明書情報	身分証明書の種類	発行国及び発行機関名	番号	有効期限 年 月 日
弁護士等の情報 (本申請に関し弁護士等に依頼している場合のみ)				
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓		名
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)	名
事務所の所在地	国名	フリガナ 住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
電話番号	国番号	+ ( ) - (0) - -		
ファックス番号	国番号	+ ( ) - (0) - -		
電子メールアドレス	@			
資格	国名	資格名		
中央当局からの連絡先	<input type="checkbox"/> 本欄の弁護士等 <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> どちらでも良い			

2 申請に係る子				
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓		名
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)	名
	その他言語 (あれば)	言語名	姓	ミドルネーム (あれば) 名
別名 (あれば)	フリガナ 姓	名		
生年月日	年	月	日	
国籍			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
出生地 (日本国籍の場合、本籍地)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
連れ去り、留置 前の常居所	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
	子が常居所に居住していた期間、その他特記事項があれば記載してください。			
現在の 住所又は居所 (判明していれば)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
電話番号	国番号	+	( ) - (0)	- -
携帯電話番号	国番号	+	( ) - (0)	- -
ファックス番号	国番号	+	( ) - (0)	- -
電子メールアドレス	@			
旅券情報 (保有する全ての旅券の情 報を記載してください。)	発行国	番号	有効期限 年 月 日	
身分証明書情報 (旅券情報を記載でき ない場合のみ)	身分証明書の種類	発行国及び発行機関	番号	有効期限 年 月 日
身体的特徴	身長	体重	髪の色	目の色
	その他			
その他、所在を 特定するために 有用な情報	例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物 (氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との関係)、 通っている可能性のある保育所、幼稚園、学校、病院等			



4 子の常居所地国の法令に基づき申請者が子についての監護の権利を有し、かつ、子の連れ去り又は留置により当該監護の権利が侵害されていることを明らかにするために必要な事項			
子の常居所地国の法令に基づき、申請者が子についての監護の権利を有していることに関する説明	根拠法令 法律名		条文番号
	説明		
子が連れ去られ、又は留置された日時、場所及び状況	日時	年	月 日
	場所：国名		具体的な場所
	状況		
監護の権利が侵害されている状況	例：子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者、又は子と同居している者からの連絡の有無、子を返さないという意思表示があったかどうか等		



6 その他			
関連する 係争中の 民事手続	日本 国内	裁判所名	事件番号等
		詳細	
日本 国外	国名	裁判所名	事件番号等
	詳細		
関連する刑事訴 追の有無	<input type="checkbox"/> 子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者、又は子と同居していると思料される者は刑事訴追されている。(該当する場合、詳細を記載) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           国名            詳細         </div> <input type="checkbox"/> 刑事訴追されていない。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
所在の特定	<input type="checkbox"/> 中央当局による子及び子と同居している者の所在の特定を希望する。 <input type="checkbox"/> 中央当局による所在の特定を必要としていない。		
中央当局が 講ずべき措置 (子の日本国から の返還援助申請 の場合のみ)	<複数選択可> <input type="checkbox"/> ① 合意による子の返還の実現を目指すため、中央当局から、子と同居している者に連絡を取り、協議のあつせんその他の必要な措置を講ずることを希望する。 <input type="checkbox"/> ② 裁判所への申立てによる子の返還の実現を目指すため、子及び子と同居している者の所在が特定された際には、子と同居している者の氏名の開示を求める。 (②のみを選択した場合、どちらか一方を選択してください。) <input type="checkbox"/> 所在の特定等に必要な範囲で、中央当局が、子と同居している者と連絡を取っても差し支えない。 <input type="checkbox"/> 中央当局が、子と同居している者と接触しないことを希望する。		
その他、中央当 局への要望等			

外 務 大 臣 殿

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

この申請書及び添付書類の記載は事実に相違なく、

(必ずどちらか一方を選択してください。)

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第8条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第4条第1項に基づき、日本国から日本国以外の条約締約国への子の返還を実現するための援助（外国返還援助）を申請します。
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第8条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第11条第1項に基づき、日本国以外の条約締約国から日本国への子の返還を実現するための援助（日本国返還援助）を申請します。



2. Child pertaining to the application					
Name	English	Last name	Middle name(if any)	First name	
	Japanese (Chinese character, if possible)	Last name		First name	
	Other Language (if any)	Language name	Last name	Middle name(if any)	First name
Alias(if any)	Last name		First name		
Date of birth	Day	Month	Year		
Nationality			Sex	<input type="checkbox"/> Male	<input type="checkbox"/> Female
Place of birth (if Japanese, registered domicile)	Country	Address			
Habitual residence before removal or retention	Country	Address			
	Length of residence and other relevant information about child's habitual residence				
Current domicile or residence	Country	Address			
Telephone no.	Country code + (       ) - (0)       -       -				
Mobile Telephone no.	Country code + (       ) - (0)       -       -				
Fax no.	Country code + (       ) - (0)       -       -				
E-mail address	@				
Passport (Please provide information of all passport possessed)	Issuing country	No.		Expire date Day    Month    Year /       /	
Identity card (Only if you cannot provide passport information)	Type of identity card	Issuing country and organization	No.	Expire date Day    Month    Year /       /	
Description	Height	Weight	Color of hair	Color of eyes	
	Other				
Other useful information to identify the whereabouts	Ex: Persons who might be able to provide additional information (name, address, telephone no., e-mail address, relation with the child), school, nursery or hospital where child may attend or visit etc.				



4. Necessary matters to clarify that the applicant has the rights of custody with respect to the child under the laws and regulations of the state of habitual residence of the child and that the applicant's rights of custody are breached due to the removal or retention of the child			
Explanation to clarify that the applicant has the rights of custody with respect to the child under the laws and regulations of the state of habitual residence of the child	Legal basis: Name of laws and regulations	Provision no.	
	Explanation		
Time, place and circumstances of the removal or retention of the child	Time: Day	Month	Year
	Place: Country	Name of place or address	
	Circumstances		
Circumstances of the breach of applicant's rights of custody	Ex: Whether the person who is considered to have done a removal or retention of the child or the person who is considered to live together with the child has contacted you, whether he/she has declared his/her intention not to return the child etc.		





To Minister for Foreign Affairs of Japan

Day \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Year \_\_\_\_\_

The statement in this application and attached documents is true and correct, and

(Please indicate whether you are applying for return to Foreign State or to Japan)

- under the provision of Article 8 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 4(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I submit an application for assistance in child's return from Japan to other foreign member state of the Convention (assistance in child's return to foreign state).
- under the provision of Article 8 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 11(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I submit an application for assistance in child's return from other foreign member state of the Convention to Japan (assistance in child's return to Japan).



2 申請に係る子				
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓		名
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)	名
	その他言語 (あれば)	言語名	姓	ミドルネーム (あれば) 名
別名 (あれば)	フリガナ 姓	名		
生年月日	年	月	日	
国籍	性別		<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
出生地 (日本国籍の場合、本籍地)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
面会その他の交流をすることが できなくなる直 前の常居所	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
	子が常居所に居住していた期間、その他特記事項があれば記載してください。			
現在の 住所又は居所 (判明していれば)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
電話番号	国番号	+	( ) - (0)	- -
携帯電話番号	国番号	+	( ) - (0)	- -
ファックス番号	国番号	+	( ) - (0)	- -
電子メールアドレス	@			
旅券情報 (保有する全ての旅券の情 報を記載してください。)	発行国	番号	有効期限 年 月 日	
	身分証明書の種類	発行国及び発行機関	番号	有効期限 年 月 日
身体的特徴	身長	体重	髪の色	目の色
	その他			
その他、所在を 特定するために 有用な情報	例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物 (氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との関係)、通っている可能性のある保育所、幼稚園、学校、病院等			

3 子との面会その他の交流を妨げていると史料される者				
氏名	日本語	フリガナ 漢字 姓	名	
	英語	姓	ミドルネーム (あれば)	名
	その他言語 (あれば)	言語名	姓	ミドルネーム (あれば) 名
別名 (あれば)	フリガナ 姓	名		
生年月日	年	月	日	
国籍		職業		
子との関係	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
出生地 (日本国籍の場合、本籍地)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
住所又は居所 (判明していれば)	国名	住所 (日本国外の場合、可能な限り英語及び現地語を併記してください。)		
電話番号	国番号	+ ( ) - (0) -	-	
携帯電話番号	国番号	+ ( ) - (0) -	-	
ファックス番号	国番号	+ ( ) - (0) -	-	
電子メールアドレス	@			
旅券情報 (保有する全ての旅券の情報を記載してください。)	発行国	番号	有効期限 年 月 日	
身体的特徴	身長	体重	髪の色	目の色
	その他			
ドメスティック・バイオレンス (DV) 被害の主張	<input type="checkbox"/> 子との面会その他の交流を妨げていると史料される者はDV被害を主張している、又は主張する可能性がある。 <input type="checkbox"/> DV被害を主張しておらず、今後も主張する可能性はない。			
子との同居	<input type="checkbox"/> 子との面会その他の交流を妨げていると史料される者は現在も子と同居している、又は同居している可能性がある。 <input type="checkbox"/> 現在は子と同居していない。			
その他、所在を特定するために有用な情報	例：追加的な情報を提供できる可能性のある人物 (氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、子との面会その他の交流を妨げていると史料される者との関係)、勤務先等			

4 申請者が子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき申請者が子と面会その他の交流をすることができ、かつ、申請者の子との面会その他の交流が妨げられていることを明らかにするために必要な事項			
申請者が子と面会その他の交流をすることができなくなる直前に子が常居所を有していた国又は地域の法令に基づき、申請者が子と面会その他の交流をすることができたことに関する説明	根拠法令 法律名		条文番号
	説明		
子との面会その他の交流をすることができなくなった日時、場所及び状況	日時	年	月 日
	場所：国名		具体的な場所
	状況		
子との面会その他の交流が妨げられている状況	例：子の連れ去りをし、若しくは留置をしていると思料される者、又は子と同居している者からの連絡の有無、子を返さないという意思表示があったかどうか等		



6 その他				
関連する 係争中の 民事手続	日本 国内	裁判所名	事件番号等	
		詳細		
	日本 国外	国名	裁判所名	事件番号等
		詳細		
関連する刑事訴 追の有無	<input type="checkbox"/> 子との面会その他の交流を妨げていると思料される者、又は子と同居していると 思料される者は刑事訴追されている（該当する場合、詳細を記載してください）。			
	国名 詳細			
	<input type="checkbox"/> 刑事訴追されていない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
所在の特定	<input type="checkbox"/> 中央当局による子及び子と同居している者の所在の特定を希望する。 <input type="checkbox"/> 中央当局による所在の特定を必要としていない。			
中央当局が 講ずべき措置 (日本国に所在す る子との面会交 流申請の場合の み)	<複数選択可> <input type="checkbox"/> ① 合意による子との面会その他の交流の実現を目指すため、中央当局から、子と同 居している者に連絡を取り、協議のあつせんその他の必要な措置を講ずること を希望する。 <input type="checkbox"/> ② 裁判所への申立てによる子との面会その他の交流の実現を目指すため、子及び 子と同居している者の所在が特定された際には、子と同居している者の氏名の 開示を求める。 (②のみを選択した場合、どちらか一方を選択してください。) <input type="checkbox"/> 所在の特定等に必要な範囲で、中央当局が、子と同居している者と連絡を 取っても差し支えない。 <input type="checkbox"/> 中央当局が、子と同居している者と接触しないことを希望する。			
その他、中央当 局への要望等				

外務大臣殿

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

この申請書及び添付書類の記載は事実に相違なく、

(必ずどちらか一方を選択してください。)

- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第21条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第16条第1項に基づき、日本国に所在している子との面会その他の交流を実現するための援助（日本国面会交流援助）を申請します。
- 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約第21条、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第21条第1項に基づき、日本国以外の条約締約国に所在している子との面会その他の交流を実現するための援助（外国面会交流援助）を申請します。



2. Child pertaining to the application					
Name	English	Last name	Middle name(if any)	First name	
	Japanese (Chinese character, if possible)	Last name		First name	
	Other Language (if any)	Language name	Last name	Middle name(if any)	First name
Alias(if any)	Last name		First name		
Date of birth	Day		Month	Year	
Nationality			Sex	<input type="checkbox"/> Male	<input type="checkbox"/> Female
Place of birth (if Japanese, registered domicile)	Country	Address			
Habitual residence immediately before the visitation or other contacts became unable to be made	Country	Address			
	Length of residence and other relevant information about child's habitual residence				
Current domicile or residence	Country	Address			
Telephone no.	Country Code + (        ) – (0)        –        –				
Mobile Telephone no.	Country Code + (        ) – (0)        –        –				
Fax no.	Country Code + (        ) – (0)        –        –				
E-mail address	@				
Passport (Please provide information of all passport possessed)	Issuing country	No.		Expire date Day    Month    Year /        /	
Identity card (Only if you cannot provide passport information)	Type of identity card	Issuing country and organization	No.	Expire date Day    Month    Year /        /	
Description	Height	Weight	Color of hair	Color of eyes	
	Other				
Other useful information to identify the location	Ex: Persons who might be able to provide additional information (name, address, telephone no., e-mail address, relation with the child), school, nursery or hospital where child may attend or visit etc.				



4. Necessary matters to clarify that the applicant is entitled to visitation or other contacts with the child under the laws and regulations of the state or territory where the child held his/her habitual residence immediately before the visitation or other contacts with the child became unable to be made and that the visitation or other contacts with the child by applicant has been interfered			
Explanation to clarify that the applicant is entitled to visitation or other contacts with the child under the laws and regulations of the state or territory where the child held his/her habitual residence immediately before the visitation or other contacts with the child became unable to be made	Legal basis: name of laws and regulations	Provision no.	
	Explanation		
Time, place and circumstances that the visitation or other contacts with the child became unable to be made	Time: Day	Month	Year
	Place: Country	Name of place or address	
	Circumstances		
Circumstances that the visitation or other contacts with the child by applicant has been interfered	Ex: whether the person who is considered to have done a removal or retention of the child or the person who is considered to live together with the child has contacted you, whether he/she has declared his/her intention not to return the child etc.		





To Minister for Foreign Affairs of Japan

Day \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Year \_\_\_\_\_

The statement in this application and attached documents is true and correct, and

(Please indicate whether you are applying for return to Foreign State or to Japan)

- under the provision of Article 21 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 16(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I file an application for assistance in realizing the visitation or other contacts with the child in Japan (Assistance in Visitation or Contact with Child in Japan).
- under the provision of Article 21 of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction and Article 21(1) of the Act for Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction, I file an application for assistance in the visitation or other contacts with the child in a Contracting State other than Japan (Assistance in Visitation or Contact with Child in Foreign State).

## 附 則

この省令は、法の施行の日から施行する。

## 附 則 (令和元年七月一〇日外務省令第三号)

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令様式第四については、当分の間、改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

## 附 則 (令和二年二月二八日外務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。